

IFRS in Focus

IASBが、重要性に関する判断の行使に関する実務記述書を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

国際会計基準審議会（IASB）は、実務記述書「重要性に関する判断の行使」を公表した。

要点

- IASBは、企業が財務諸表を作成する際の重要性に関する判断の行使に関するガイダンスを提供する、強制力のない実務記述書を公表した。
- 本実務記述書は、IASBの基準から既存の重要性に関するガイダンスをまとめ、それらの要求事項を詳述し、重要性の一般的な特徴の概要及び特定の状況における重要性に関する判断の行使方法のガイダンスを提供している。
- 本実務記述書には、企業が重要性の判断を行う際に従うことができる4段階のプロセスが含まれている。
- 本ガイダンスは、直ちに適用可能である。
- IASBは、基準の重要性の定義を変更する提案を公表している。
- 財務諸表の開示の作成における重要性の判断の適用方法に関する、より実務的な視点については、「Thinking Allowed—重要性」を参照いただきたい。

なぜ本実務記述書が発行されたのか

重要性の適用には判断が求められる。一部の利害関係者は、開示の問題、すなわち、関連性のない情報があまりに多く、関連性のある情報があまりに少ないという問題に資する、重要性の判断の適用に関する難しさ及びガイダンスの欠如に言及している。

これらの懸念に対処することに役立てるために、IASBは財務諸表の作成責任者の役に立つ実務記述書の開発を決定した。IASBは、2015年10月に実務記述書の公開草案を公表し、広範な支持が得られた。

本実務記述書は、財務諸表を作成する際の企業の重要性に関する判断の行使に役立つガイダンスを提供している。また、様々なシナリオにおける重要性の判断の適用方法に関する20の例が含まれている。

「Thinking Allowed—重要性」を発行している。^{*1}

この刊行物には、財務諸表作成の際の重要性の判断の行使に有用な様々な要素が記載されている。

実務記述書の強制力のない地位

実務記述書には強制力のないガイダンスが含まれている。それは基準ではない。したがって、その適用はIFRSへの準拠のために要求されるものではない。

本実務記述書は、既存の重要性の要求事項の変更又は新しい要求事項を導入することは意図していない。IASBの基準から重要性に関するガイダンスをまとめ、それらの要求事項を詳述している。

見解

DeloitteのIFRS Global Officeは、2015年9月に

目的及び範囲

本実務記述書の目的は、財務諸表の主要な利用者にと

*1 以下のデロイト トーマツのウェブサイトから入手できる。

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-thinking-allowed-20150916.html>)

って重要性がある可能性が高い情報について、財務諸表の作成責任者の判断に役立っていることである。

また、本実務記述書によって、財務諸表利用者が経営者による重要性の評価の過程を理解することに役立ち、当事者間の対話が促進されることが期待される。

本実務記述書は、中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) を適用している会社は対象としていない。

見解

本実務記述書の目的の1つは、行動の変化を促進することである。作成者に重要性の判断のフレームワークを提供することにより、IASBは、財務諸表に情報を開示すべきかどうか、またどの範囲の情報を開示すべきかを判断する際に、企業により多くの判断を促している。IASBは、企業がIFRSの開示要求事項を準拠すべきチェックリストとして利用しないようにし、決まり文句の開示や冗長な情報を削減し、企業が企業自身の財務諸表を効果的な財務情報の伝達のために利用するという開示イニシアティブの包括的な目標の達成に寄与することを期待している。

重要性の一般的な特徴及び特定のトピック

本実務記述書は、「概念フレームワーク」、IAS第1号「財務諸表の開示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」から重要性に関する既存のガイダンスをまとめ、それらの要求事項を詳述している。財務諸表の目的は、主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な財務情報を提供することであるため、本実務記述書では主要な利用者のニーズを満たすという文脈での重要性に関する判断の行使の議論をしている。また、本実務記述書は、財務諸表の作成に関するいくつかの特定のトピックに言及している。

本実務記述書は、財務諸表の作成目的における情報に重要性があるかどうかの判断について、以下の点を強調している。

主要な利用者の情報ニーズの充足

- 財務諸表は、企業の財務諸表の主要な利用者である既存「及び潜在的な」投資家、貸手や他の債権者の情報ニーズに対応すべきである。
- 財務諸表は、主要な利用者の「3グループそれぞれに共通の」ニーズを満たす情報を提供すべきである。言い換えれば、企業は、特定の利用者又はニッチなグループの情報ニーズに対応する必要はない。また、この要求事項は、1つのカテゴリーの情報ニーズのみを除外する可能性があるため、すべての分野の主要な利用者と同時に共通する情報ニーズのみを企業が識別することを排除している。
- 重要性に関する判断を行う際には、企業は、当該情報

のみで主要な利用者の意思決定が「変わる可能性がある」かどうかではなく、情報が主要な利用者の意思決定に「影響を与えると合理的に予想」できるかどうかを評価する必要がある。

- 情報が、他の情報源から一般に入手可能であるという事実は、当該情報が財務諸表の目的にとって重要性があるか否かの評価に影響を与えない。また、財務諸表において重要性がある場合には、その情報を開示する義務を免除するものではない。

現地の法律及び規制との相互作用

- IFRSの要求事項の観点からは重要性がない情報であっても、法的又は規制の要求事項を満たすために、企業は追加の情報を提供する場合がある。しかし、そのような情報によって、IFRS基準に従った重要性のある情報を覆い隠してはならない。

過去の期間の情報

- 企業は、当期の財務諸表の理解に関連する範囲において、過去の期間の情報を提供すべきである。これは、企業が過去の期間の財務諸表にどれくらいの情報を含めているかにかかわらず、当期のニーズに合わせて過去の期間の開示を拡大又は要約すべきことを意味している。

誤謬

- 個別に重要性があると評価された誤謬について、他の誤謬を相殺する効果があることをもって、訂正を見逃ごすことはできない。
- 時間の経過とともに累積された誤謬が当期に重要性があるかどうかの評価において、当期に誤謬がさらに発生しているかどうか、当期の重要性の評価に異なる結果をもたらすような企業の状況変化があるかどうかを検討しなければならない。

見解

IASBは、企業がその重要性に関する判断をどのように適用したのかの結果を取り扱うべきではないと考えているため、本実務記述書では、重要性のある累積的誤謬の訂正方法に関するガイダンスは提供していない。

コベナンツ

- コベナンツの存在及び条件、又はコベナンツ違反に関する情報の重要性の評価において、企業は以下の両方を検討しなければならない。
 - (a) コベナンツ違反の結果、すなわち、コベナンツ違反が企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響。その結果に重要性がある場合、コベナンツに関する情報は重要性がある可能性が高い。反対に、結果に重要性がない場

合、コベナントに関する開示は必要ないかもしれない。

(b) コベナント違反の可能性。違反の可能性が高いほど、コベナントに関する情報は重要性がある。

期中報告の検討事項

- 企業は、年次及び期中の財務諸表の双方の作成において、同じ重要性のプロセスを適用するべきである。しかし、企業は、期中財務諸表の目的において重要性のあるものを決定する際に、期中財務報告の期間と目的が年次報告のそれとは異なることを考慮しなければならない。
- 期中において重要性のある情報であるが、前期の年次財務諸表にすでに開示されているものは、期中に新しい事象が発生するか、更新が必要とされない限り、期中財務報告に再度記載する必要はない。

4段階のプロセス

本実務記述書には、財務諸表を作成する際に、経営者がどのように重要性に関する判断を行うかについての例として、4段階のプロセスを含んでおり、それらは以下のとおりである。

- ステップ1—潜在的に重要な情報を識別する。その際、適用されるIFRSの要求事項及び主要な利用者のニーズを考慮に入れる。

● ステップ2—定量的及び定性的要因を検討することにより、ステップ1で識別された情報に重要性があるかどうかを評価する。本実務記述書は、定量的及び定性的要素の様々な例が挙げられており、それらが個別に又は複合的に重要性の評価にどのような影響を与えるかに関する詳細なガイダンスを含んでいる。

● ステップ3—情報を効果的かつ効率的に伝達する方法で、財務諸表のドラフトについてステップ2で識別された情報を整理する。開示原則のディスカッション・ペーパーには、企業がどのように財務諸表を体系化するかに関するさらなる提案が含まれている。例えば、基本財務諸表又は注記に何を開示するか、及び分解すべき項目の範囲についてである。

上記に記載したプロセスは、重要性の評価の行使方法の一例にすぎない。他の方法が適切な場合もある。

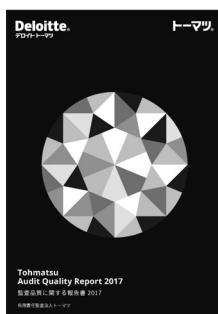
適用日

基準でも解釈指針でもないため、IFRSの要求事項を満たすために、本実務記述書を遵守する必要はない。しかし、本実務記述書は、既存のIFRSの要求事項をまとめ、IFRS適用企業に役立つ有用な例を提供することを意図している。本実務記述書のガイダンスを適用することを選択した企業は、直ちに利用を開始することができる。

以上

Tohmatu Audit Quality Report 2017 ~監査品質に関する報告書2017~ 発行のご案内

www.deloitte.com/jp/audit-quality2017



有限責任監査法人トーマツは、昨年に引き続き、「Tohmatu Audit Quality Report 2017~監査品質に関する報告書2017~」を発行しました。

当該Reportでは、監査法人のガバナンス・コードの公表を踏まえ、トーマツの監査品質向上への取り組みを説明していますので、是非ご覧ください。

お問合わせ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 audit-pr@tohmatu.co.jp